

鋸南町広告付封筒無償提供取扱要領

(趣旨)

**第1条** この要領は、町が業務で使用する封筒に広告を掲載したもの（以下「広告付封筒」という。）を民間企業等から無償で提供を受けることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告付封筒の種類等)

**第2条** 広告付封筒の種類、用途、規格及び提供数量は、別表のとおりとする。ただし、町長が必要と認めるときは、この限りでない。

2 広告付封筒には、役場等の住所その他町長が指定する内容を印刷しなければならない。

3 広告内容及び広告付封筒の紙の厚さ、色その他の仕様については、事前に町長と協議しなければならない。

(広告の掲載場所)

**第3条** 広告の掲載位置は、封筒の裏面とする。ただし、町長が必要と認めるときは、この限りでない。

(広告掲載の基準)

**第4条** 広告付封筒に掲載できる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令（条例を含む）等に違反するもの又は違反するおそれがあるもの
- (2) 町の封筒の公共性及びその品位を損なうおそれがあるもの
- (3) 公の秩序又は前条の風俗に反するもの又は反するおそれがあるもの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に関するもの
- (5) 広告付封筒を受け取る人が、心証を害するおそれがあるもの（高齢者世帯へ配布用の封筒における葬祭業者の広告など）
- (6) その他町の封筒に掲載する広告として適当でない町長が認めるもの

(使用期間)

**第5条** 広告付封筒を使用する期間は、当該広告付封筒の在庫のある期間とする。ただし、町長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(無償提供の申込み)

**第6条** 広告付封筒を無償提供するもの（以下「無償提供者」という。）は、広告付封筒無償提供申込書（別記第1号様式）に必要な書類を添え、町長に申し込まなければならない。この場合に

において、それに要する経費は、無償提供者の負担とする。

(無償提供者の決定)

**第7条** 町長は、無償提供の受け入れの可否を決定し、広告付封筒無償提供可否決定通知書（別記第2号様式）により無償提供を希望する者に通知しなければならない。

(無償提供者の決定基準)

**第8条** 広告の掲載が適当と認められた無償提供者が、複数となる場合の決定基準は、次の順序とする。ただし、第一順位が複数となる場合には、抽選により決定するものとする。

- (1) 公共団体、公社、公団、公益法人及びこれらに類するもの
- (2) 私企業（民間企業）のうち、公共的性格のある企業で、町内に事業所等を有するもの
- (3) 前2号に掲げるもの以外の私企業（民間企業）及び自営業で、町内に事業所等を有するもの
- (4) その他掲載する広告として妥当であると町長が認めるものの広告

(確認書の締結)

**第9条** 町長は、無償提供者を決定したときは、無償提供の時期その他必要な事項に関して、無償提供者と確認書を取り交わすものとする。

(広告内容の変更)

**第10条** 町長は、第7条の規定により無償提供者を決定した後において、掲載されている広告が鋸南町広告取扱要綱（以下「取扱要綱」という）第4条の規定に抵触すると認められるときは、無償提供者に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(無償提供の決定の取消し)

**第11条** 町長は、次の各号に掲げるものに該当する場合には、無償提供者への催告その他何らかの手続きを要することなく、無償提供者を取り消すことができる。

- (1) 指定期日までに広告付封筒の納入がないとき。
- (2) 前条の規定による広告内容等の変更を行わないとき。
- (3) 無償提供者から広告掲載の辞退の申出があったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、掲載する広告として妥当ではないと認められるとき。

(封筒の返還)

**第12条** 既納の広告付封筒は、原則として返還しない。ただし、町長が必要と認めるときは、この限りではない。

(無償提供者の責務)

**第13条** 無償提供者は、広告付封筒に掲載された広告の内容について、一切の責任を負うものとする。

2 無償提供者は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に係る財産権の全てについて、権利処理が完了していることを保証しなければならない。

(疑義等の決定)

**第14条** この要領に疑義があるとき、又はこの要領に定めのない事項については、別途協議の上定めるものとする。

(その他)

**第15条** この要領に定めるもののほか、広告に関して必要な事項は取扱要綱の規定を適用する。

**第16条** 前条に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は町長が別に定める。

#### 附 則

この要領は、公示の日から施行する。

#### 別表（第2条関係）

種類	用途	規格	数量
窓口用封筒	役場等の窓口に備え置き来庁者が書類を入れるもの	角2 (332mm×240mm)	5,000部以上
		長3 (235mm×120mm)	5,000部以上
送付用封筒	国、地方公共団体、法人及び個人等に書類を送付するためのもの	角2 (332mm×240mm)	5,000部以上
		長3 (235mm×120mm)	5,000部以上

年 月 日

鋸南町長 様

申込者 住所（所在地）

氏名（名称）

代表者 職・氏名

印

鋸南町広告取扱要綱及び鋸南町広告付封筒無償提供取扱要領の規定を承諾のうえ、下記のとおり申し込みます。

記

- |             |       |   |       |        |
|-------------|-------|---|-------|--------|
| 1 無償提供する封筒  | 窓口用封筒 | ・ | 送付用封筒 |        |
| 2 封筒サイズ及び数量 | 長3    |   | 枚     | ・ 角2 枚 |

3 担当者連絡先

担当者名

電話番号

FAX番号

E-mail

4 添付資料

(1) 提供しようとする封筒または版下

(2) 会社案内、パンフレット等（事業内容等がわかるもの）

5 その他

- ・鋸南町税の滞納はありません。
- ・貴町が必要と認める都度、町税納付状況調査を行うことに同意します。
- ・広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に係る財産権のすべてについて、権利処理が完了していることを保証し、広告付封筒に掲載された広告の内容について、一切の責任を負います。

広告付封筒無償提供可否決定通知書

年 月 日

様

鋸南町長



年 月 日付けで申込みのあった封筒無償提供について、下記のとおり無償提供を（受ける・受けない）ことに決定したので通知します。

記

- |                  |       |   |       |        |
|------------------|-------|---|-------|--------|
| 1 無償提供を受ける広告付封筒  | 窓口用封筒 | ・ | 送付用封筒 |        |
| 2 封筒サイズ及び数量      | 長3    |   | 枚     | ・ 角2 枚 |
| 3 無償提供を受けない場合の理由 |       |   |       |        |